

平成18年2月9日

社会保障審議会 障害者部会
部会長 京極 高宣 殿

社団法人 全国脊髄損傷者連合会
理事長 妻屋 明

障害者自立支援法の施行に関する提言

1 重度訪問介護の報酬基準について

重度全身性障害者がホームヘルプを利用する場合、事業所からきちんとしたサービスを受けるためには、事業所がヘルパー人件費に加えて、それと同額以上のサポートのための人件費等(利用者に対して毎日のように精神的援助や自立生活の技能の援助、毎週おこるトラブル対応、ヘルパーに対して精神的サポートや個別研修、支援担当者会議、これらのサポートを行うベテラン職員の育成コストなど)が必要になるそうである(→全脊連資料)。長時間の介護利用者であればあるほどこのようなコストが多く必要となる。

ヘルパー人件費と通常管理費用だけでは、利用者は劣悪なサービスしか受けられず、自分で介護者の管理ができる数パーセントの全身性障害者しか地域で暮らせなくなってしまう。

また、介護時間が長ければ長いほど重度になり、介護方法が極めて高度で専門的になるので、ベテラン常勤職員を確保してもらうためには相応のヘルパー人件費が必要となる(→厚労省資料1のp11)。

このため、利用者は、支給決定を受けたとしてもなかなかサービスを提供してもらえない事業所を見つけれない状態が続いている。その理由として、現行の日常生活支援単価でも赤字の事業所が多く、日常生活支援に参入しない事業所が多いためだと聞いている。

提言①4月の単価改定では、日常生活支援単価を大きく引き下げるべきではない。

また、10月からは「重度訪問介護」として、「日常生活支援」だけでなく「移動介護(身体介護を伴う)」も一部統合される。それにもかかわらず重度訪問介護が日常生活支援の現行単価のみを基準に報酬が設定されてしまうとすれば、現行の移動介護を利用する全身性障害者も含めて、いま以上に多くの人々が事業所から敬遠されてしまう。

提言②重度訪問介護の現行単価を

$\frac{\text{「身体介護を伴う移動介護」}(1時間4020円) \times 30\% + \text{「日常生活支援」}(1時間1800円) \times 70\%}{100\%} = 2,470円$
(1時間)

とみなし、そのうえで1%の引き下げを行うべきである。

2 国庫補助基準について

平成14年の新障害者基本計画は障害者の地域生活を国是として打ち出している。障害者自立支援法での居宅サービスの義務的経費化もその具体化である。それにもかかわらず、居住系サービスは自治体が単独で負担することがないのに対し、訪問系サービスは最初から1割の自治体に単独負担を強いることを前提に報酬水準が設定されている(→厚労省資料1のpp15-6)ことが問題である。

これでは、単身等の最重度障害者をヘルパー制度(重度訪問介護)で支援した市町村は国庫補助が満額受けられず、一方、療護施設で支援した市町村は満額国庫補助を受けられる。現在の案ではヘルパー制度のみに国庫補助基準が設定されているので、市町村は最重度障害者に対して居宅支援ではなく施設支援の施策を進めてしまう。これは大きな問題である。

また、現時点での国庫補助基準案では、同じ「支給決定基準」をもつ2つの市町村の間でも、1人暮らし障害者の比率の高い市町村の方が国庫補助を満額受けられないという問題がある。

提言③1人暮らしの最重度障害者のヘルパー制度(重度訪問介護等)については、入所施設と同様に、全額を国庫補助の対象とするべきである。

例:秋田県は県民1人当たりの居宅系予算が全国で最も少ないが、入所施設予算は多い(全国で2位)。逆に大阪府は1人当たりの居宅系予算が全国で最も多いが、入所施設予算は少ない(同44位)。施設と居宅系の合計で比べると大阪府の方が1人当たりの予算は少ない。市町村間でもこれと同様に施設とヘルパー予算割合の不均衡があり、「施設系+居宅系」の合計予算が少ないにもかかわらず、ヘルパー予算が多くて国庫補助が全額受けられない市町村がある。

3 ヘルパー資格による報酬減算について

重度の全身性障害者(頸髄損傷やALS等)は介護技術が極めて高いヘルパーによる支援が必要である。ところが、介護技術の高いヘルパーが、日常生活支援の資格のほかに3級ヘルパーを持って重度全身性障害者の身体介護のサービスを提供した場合、介護報酬が減算されてしまい、熟練したヘルパーのなり手がいなくなってしまう。

提言④重度の全身性障害者の介護現場経験が十分(130時間以上)であるヘルパーの場合、重度者への居宅介護において3級ヘルパー減算を行うべきではない。

以上

《全脊連資料》都内のNPO法人A提供: 頸髄損傷の24時間介護利用者Bさんの支援内容(1日24時間のケース)

利用者&介護者フォロー経費 8月

支援スタッフ名	新人コーディネーター	介護者研修	会って介護者フォロー	電話で介護者フォロー	会って利用者フォロー	電話で利用者フォロー	マニュアル作り	介護内容を決める	GMとコーディネーターとの打ち合せ
y	h m	h m	h m	h m	5 h m	h 50 m	h m	29 h 20 m	3 h 30 m
gm	h m	h m	3 h m	h m	3 h m	2 h 10 m	h m	h m	3 h 30 m
k	14 h 20 m	h m	h m	1 h 15 m	h m	h m	h m	21 h 40 m	4 h m
t	7 h 30 m	h m	h m	0 h 50 m	h m	h m	h m	21 h 40 m	h m
合計	21h 50 m	h m	3 h m	2 h 5 m	8 h m	3 h m	h m	72 h 40 m	11 h m
金額	¥58,080		¥7,980	¥5,764	¥21,280	¥7,980		¥193,296	¥29,260

8月合計
¥323,640

利用者&介護者フォロー経費 9月

y	h m	h m	h m	h 30 m	h m	1 h 30 m	32 h 30 m	4 h 30 m	11 h 10 m
gm	h m	h m	3 h m	h m	3 h m	2 h 10 m	h m	h m	3 h 30 m
k	7 h m	8 h 10 m	h m	1 h 45 m	5 h 10 m	h m	h m	6 h 15 m	9 h 40 m
t	30 h 10 m	h m	h m	2 h 30 m	h m	h m	h m	6 h 15 m	14 h 30 m
合計	37 h 10 m	8 h 10 m	3 h m	4 h 45 m	8 h 10 m	3 h 40 m	32 h 30 m	17 h m	38 h 50 m
金額	¥98,864	¥21,724	¥7,980	¥12,860	¥21,724	¥9,756	¥86,452	¥45,220	¥103,300

9月合計
¥407,880

¥2,660/1時間 (職員経費を含む時間単価)

基本間接経費(月額)					合計
支援費請求事務	介護料計算14人分	報告・検討会議	コーディネーター会議	新人面接・研修	
h 30 m	3 h m	3 h m	1 h 30 m	50 h m	
		(1回40分×4.3回)	(1回20分×4.3回)	二人対応・講師謝礼含	
		参加者17人分	参加者14人分		
¥1,330	¥7,980	¥135,660	¥55,860	¥138,000	¥338,830

介護者人件費関係	
基本人件費	¥900,000
賞与	¥108,000
法定福利費	¥180,000
厚生福利費	¥45,000
交通費	¥40,000
合計	¥1,273,000

※24時間×30日の時給で換算したヘルパー人件費合計

	8月	9月
介護者フォロー経費	¥323,636	¥407,868
基本間接経費	¥338,830	¥338,830
介護者人件費	¥1,273,000	¥1,273,000
本部管販費、GM・M・コーディネーター	¥500,000	¥500,000
1ヶ月の総合計	¥2,435,466	¥2,519,698

(注)GM→利用者に対してピアサポートや

ILプログラムやトラブル対応を行い、ヘルパーへの精神的サポート・理念研修などさまざまなも行うベテラン常勤職員、管理者など

コーディネーター→サービス提供責任者の中でもベテラン常勤職員。ヘルパーへの技術サポート、精神的サポート、理念サポート、利用者へのさまざまなサポートなどを行う

- 重度全身性障害者の長時間介護は極めて高度なスキルを必要とし、障害者特性により介護内容も大きく異なる(長時間の介護を要する者であればあるほどこの傾向が強い)。介護ができるまでに半年から1年の期間を要する。このため、ベテラン常勤ヘルパーが不可欠である。
- 先天性障害者は、重度であればあるほど子どものころから自己決定や他人との関係のとり方、社会生活の方法などの社会経験を奪われており、介助以外のさまざまなサポートも同時に受ける必要がある。最重度の中途障害者は、その壮絶な経験から全身性障害と精神障害の重複障害者となる例もあり、そうでない場合でも、重度者の中には介助者との人間関係を形成できないケースもある。適切なサポートを利用者とヘルパーに行わないと、ヘルパーが精神的なダメージを受けて離職し、ヘルパーが不足していく事例も多い。
- このため、重度障害者が地域で暮らしていくためには、利用者が当事者団体や事業所から精神的なサポートや生活面のサポートを受けたり、事業所にヘルパーのサポートを依頼したり、利用者個人々人に対応した高度な介護方法をヘルパーに対して研修してもらったりすることが欠かせない。
- にもかかわらず、日常生活支援の事業者を見つけることが困難なのが現状である。なぜなら、長時間のサービス類型(日常生活支援)は報酬単価が安く、日常生活支援に参入しない事業所が多いためだと聞いている。